

# 水素実装推進拠点基本構想策定支援事業業務委託仕様書

## 1. 業務名称

水素実装推進拠点基本構想策定支援事業業務

## 2. 業務趣旨・目的

本県では、2050年カーボンニュートラルの実現及びエネルギー安全保障の観点から、水素エネルギーを将来の基幹エネルギーの一つと位置づけ、再生可能エネルギー由来の電力を活用した「やまなしモデルP2Gシステム」の開発をはじめ、水素の普及啓発や水素・燃料電池関連産業の集積・振興など、水素社会の実装に向けた取組を進めてきた。こうした取組の成果として、令和7年10月には、北杜市のサントリー白州工場の隣接地に、国内最大級の水素製造施設「グリーン水素パークー白州ー」を整備し、稼働を開始している。

「グリーン水素パークー白州ー」は、今後、国の支援制度等も活用しながら水素供給拠点として発展させていく計画であり、運用や実証を通じて、水素の製造・供給・利活用に関する知見や技術が継続的に集積していくことが期待されている。

しかし、水素は製造拠点を整備するだけでは社会に普及せず、実務を担う人材の育成、制度や安全性に関する検討、地域や産業への具体的な導入手法の整理、さらには県民や事業者の理解促進など、社会実装に向けた取組を一体的に進めることが不可欠である。国内外には水素の研究や展示に特化した施設は存在するものの、実際に稼働する大規模なグリーン水素製造拠点到隣接し、そこで得られる知見を活用して社会実装を総合的に推進する常設の拠点は存在していない。

このため、本県では、「グリーン水素パークー白州ー」の立地と機能を最大限に生かし、国内外の実証・実装現場で得られた知見の共有・議論・発信を行うとともに、社会実装を担う人材育成や産学官連携を継続的に進める中核的拠点として、水素社会実装推進施設（以下「本施設」という。）を整備する必要がある。令和8年度には「国際水素サミット」の開催や産学官コンソーシアムの立ち上げを予定しており、本施設はこれらの取組を恒常的に支える基盤となるものである。

本施設は、単なる研究施設や展示施設ではなく、実際の水素製造拠点と一体となって、①社会実装に必要な知見の集積・整理、②事業者や自治体等を対象とした人材育成、③県民等が水素利用を具体的に理解・体感できる機能、④国内外関係者が集い議論・発信する機能を併せ持つ点に特徴がある。

本業務は、これらの趣旨を踏まえ、白州エリアの地域特性を生かした土地利活用の方向性や施設コンセプトを整理するとともに、基本構想を策定することにより、次年度以降の計画・設計業務への円滑な移行を図ることを目的とする。

## 3. 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 4. 業務内容

### (1) 基礎調査

- ① 水素実装推進拠点の基本的な考え方の整理
  - ・ 本県の水素関連施策及び計画・ロードマップ等の整理
  - ・ 関係者ヒアリング（地元企業・住民、水素関連企業・団体、教育研究機関等）
  - ・ 県内既存施設の調査及び、施設機能の棲み分け整理
- ② 整備候補地の現況調査検討
  - ・ 白州エリアにおいて整備候補箇所の複数箇所選定及び立地調査（登記簿による土地・建物所有者、抵当権等の確認、現地踏査及び聞き取り等による土地利用状況等の確認）
  - ・ 土地整備におけるインフラ条件（電気・水道・ガス等）、法規制等の調査
  - ・ 交通状況、交通インフラ
  - ・ 白州エリアの来訪者受入状況、周辺集客施設
  - ・ 将来的な土地利用の拡張性の検討
- ③ 国内外の類似事例分析・実地調査
  - ・ 既存の関連施設及び類似施設の整理（国内外）
  - ・ 既存施設の実地調査（国内数カ所）
- ④ 上記①②③を踏まえた課題整理

### (2) 施設コンセプト・機能方針の精査

- ① 基本理念・目的等の整理
  - ・ 白州エリアの地域特性を踏まえた基本理念（ビジョン）の検討
  - ・ 利用者ターゲットの設定
- ② 必要機能・イメージ図の整理
  - ・ 施設規模及び必要機能の検討
  - ・ 施設ビジュアルイメージの作成（3案以上）

### (3) 整備構想案の作成

- ① 施設構成の簡易シミュレーション
  - ・ 施設構成パターン（複数）の作成
  - ・ 各パターンの比較及び検討
- ② 整備スケジュール・整備手法・概算費用の検討
- ③ 施設運営方針（運営主体、提供サービス等）の検討
- ④ 施設整備に向けた課題の整理
- ⑤ その他、施設整備のために必要と思われる事項

#### (4) 打ち合わせ協議

- ・本業務の打ち合わせ協議（対面）は、業務着手時1回、基礎調査完了時1回、施設コンセプト・機能方針の作成完了時1回、中間報告時1回、整備構想案の作成完了時1回、全体業務完了時1回程度を予定しているが、調査実施等の際は随時、発注者と協議を行った上で方向性を確認しながら業務を進める。

### 5. 業務計画書の提出

受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を提出すること。

業務計画書には、本業務を遂行するに当たり必要な業務工程、業務遂行体制、連絡体制、その他業務の実施にあたり、県と受託者で共有しておく事項を記載するものとする。

### 6. 中間報告書の提出

- (1) 水素実装推進拠点基本構想策定に係る基礎資料・・・令和8年9月末
  - (2) 施設コンセプト・機能方針に係る報告書・・・令和8年9月末
- 上記について要約版（A4横1枚）及び本体報告書を作成すること。

### 7. 業務成果物の提出

業務完了後、速やかに次に示す成果物を提出すること。なお、提出に当たっては、その内容について、事前に山梨県の承認を受けること。

#### (1) 成果物の内容

委託契約書に定める事業実績報告書を作成し、参考資料と共に県に提出すること。

#### (2) 提出形式

次に示す媒体により、要約版（A4横1枚）、概要版（10枚以内程度）及び本体報告書をそれぞれ提出すること。

##### ① 紙媒体

事業名、受託者名及び報告日を記した表紙を付けたものを1部。

##### ② 電子媒体

電子データ類は、編集が可能なファイル形式及びPDF形式とすること。

また、電子データ類の保存ファイルには、内容がわかるタイトルを付すとともに、利用したイラスト、写真についても納品すること。

#### (3) 提出期限

令和9年3月31日

### 8. その他留意事項

- (1) 実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のため、定期的に山梨県と連絡調整を行うものとし、具体的なスケジュール・場所等については、受注者と発注者との協議して決定する。ただし、発注者の承諾を得た場合、Web会議や電話等による対応

も可能とする。

- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託することは原則として認めない。ただし、一部についてあらかじめ書面により山梨県の承認を得たときは、この限りではない。
- (3) 受注者は、本業務の遂行にあたり、第三者の名誉や信用を毀損する行為（そのおそれがある行為を含む。）やその他不適切な行為が行われないう十分に注意を払うものとし、かかる事態が生じた場合は一切の責任と費用負担を負うものとする。
- (4) 作成する資料において、法令、外部資料及びデータの出典等については、全て明確にしておくこと。
- (5) 本業務の成果品（電子データを含む。）の所有権や著作権は、原則として全て山梨県に帰属する。また、山梨県は、成果物等の全てについて業務必要な範囲で改変し、又は二次利用する権利を有するものとする。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術等に関する権利については、受注者に留保するものとし、対応方法については、必要に応じて県と協議して定めるものとする。
- (6) 受注者は、本業務の実施上知り得た情報等を、第三者に漏洩してはならない。秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用しないこと。
- (7) 本業務の実施にあたって、県が提供するデータは、業務完了後に受託者において確実な方法により廃棄処分すること。
- (8) 本委託業務を実施するにあたって必要となる経費は、受託者が負担すること。
- (9) 適切な情報提供等ができるよう、最新の情報収集等に努めること。
- (10) 受注者は、本業務の他に県が実施する事業に関して、県が協力の要請を求めた場合は、本業務の執行に差し障りのない範囲で協力するよう努めること。
- (11) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。